

《下呂市生産性革命推進事業追加支援補助金》

下呂市では、様々な社会・経済情勢の影響を受ける中、補助金を活用して新規事業への展開や生産性向上を行う事業者に対し、その補助事業の補助対象経費の自己負担額の一部を補助する「下呂市生産性革命推進事業追加支援補助金」事業を実施します。

制度名	下呂市生産性革命推進事業追加支援補助金
追加支援対象事業	以下のいずれかの事業の交付決定を受けたもので、 <u>令和5年4月1日以降に補助金の額の確定に係る通知を受けたもの</u> を対象とします。 <ul style="list-style-type: none">○ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業○ 小規模事業者持続的発展支援事業○ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業○ 中小企業等事業再構築促進事業
対象者要件	■対象者 市内に事業所を置き、事業継続の意思を示す事業者 ■欠格事由（次の方は補助対象者とすることができません） <ul style="list-style-type: none">・市税に未納がある者・廃業、休業を検討している者・宗教活動、政治活動が主たる目的である者・下呂市暴力団排除条例に規定する者
補助金額	対象事業の補助対象経費の自己負担額の 1/2 以内の金額（1,000 円未満切り捨て）で、上限 10 万円 ※補助金の申請は、1 事業者につき 1 事業 1 回限りとする
申請期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日 ※各年度予算が上限に達し次第、申請の受付を終了します
申請方法	1. 事業計画の認定申請 対象事業の交付決定通知を受けた後、30 日以内に申請 ※令和 4 年度に対象事業の交付決定通知を受けた者は、令和 5 年 4 月 30 日までに認定申請を行ってください 2. 事業計画の変更・取下の申請 対象事業の変更・取下の承認を受けた場合に申請 ※対象事業において変更申請が不要となっている、軽微な変更を除く 3. 補助金の交付申請および請求 対象事業の額の確定通知を受けた後 30 日以内、または額の確定日の属する年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日に申請